

令和4年度 奄美市ICT事業拡大支援事業 募集要項

1 事業内容

奄美市において、情報通信関連事業者の事業拡大を図るため外部人材を活用して行う人材育成、開発制作行為、事業創出、事業改善等を通じた技術習得に係る事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象事業者

補助対象事業者は、次に記載する情報通信関連事業者である個人、法人、その他の団体等とします。

- (1) 本市の区域内に本店、支店その他の事業所を有する者
- (2) 主たる業務として情報通信産業に関する事業を行う者
- (3) 事業成果を本市の開催する報告会等にて報告できる者
- (4) 実施年度以降の事業化状況について本市へ報告を行う者

※ただし、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 市税等を滞納している者
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者

3 補助額

補助対象経費の3分の2以内で、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとします。

4 補助対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までとし、期間内に支払いを完了した費用が対象となります。ただし、証拠書類等により内容が確認できること。

5 補助対象となる費用

補助対象事業者が本事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 外部人材への謝金
- (2) 外部人材に係る旅費及び宿泊費
- (3) 外部人材の活用のため市長が特に必要と認める経費

6 申請

(1) 受付期間

令和4年11月30日(水)午後5時までに持参又は郵送により下記(3)に掲げる提出先に提出することとします。(当日までの必着。)

(2) 提出書類 1部

- ① 事業申込書(第1号様式)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 事業化計画書(別紙2)
- ④ 直近2年間の決算書類(貸借対照表, 損益計算書)またはそれに類する書類
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 市税その他本市に納付すべき債務を滞納していないことを証明する書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8 奄美市役所3階 デジタル戦略課

TEL: 0997-52-1111 (内線5362)

MAIL: ict@city.amami.lg.jp

7 説明会

下記日程にて説明会を実施します。

日時: 令和4年11月14日(月)午前10時から午前11時まで

実施形態: オンラインにて実施(参加者宛てに詳細を送ります。)

※出席希望の方は, 11月11日(金)午後3時までに事務局へ電子メールにて出席者氏名, 社名, 連絡先をご記入の上, ご登録ください。

※説明会への出欠が事業計画の評価に影響することは一切ありません。

8 補助対象事業者の決定

対象事業者は, 次の審査項目について申請書類を審査し, 予算の範囲内で決定します。

審査にあたり, 審査会において申込事業者から説明を求める場合があります。

【審査項目】

項目	内容
新規性	新規性があり他サービスとの差別化が図られ, 進歩的なものか。
実現性	実現の可能性が高いことが見込まれるものか。
計画性	実施手段や体制などの事業計画が具体的かつ合理的であるか。
事業拡大の可能性	他産業の利用可能性が高く, 事業拡大が十分に見込まれるものか。
事業実施後の活動	補助事業後も継続的に事業拡大に取り組むものとなっているか。

8 選考結果の通知および交付申請

(1) 選考結果の通知

選考結果はすべての申請者に対して、文書で通知します。

(2) 交付申請

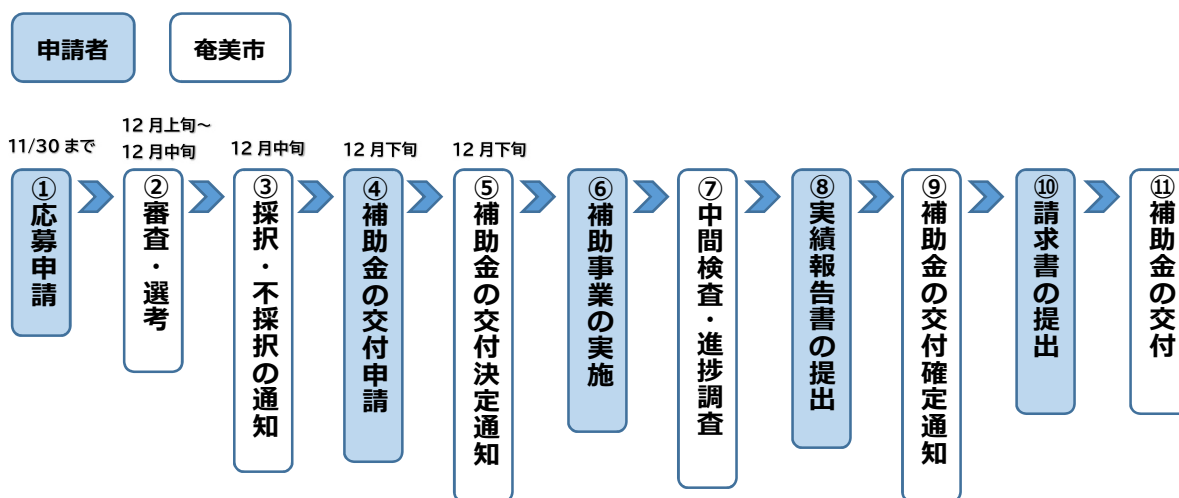
選考の結果、補助対象となった事業者は、補助金交付申請書（第2号様式）を提出すること。

9 実績報告

補助事業の完了後、14日以内に次の書類を提出しなければなりません。

- ① 実績報告書（第7号様式）
- ② 事業実績書（別紙3）
- ③ 領収書等の写し
- ④ 実績が確認できる写真等
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

10 事業の流れ



11 留意事項

- (1) 補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、5年間保管すること。
- (2) その他必要な書類の提出や検査等を求められた際、それに協力すること。

12 申請書等の入手方法

- (1) 奄美市ホームページから入手
- (2) 奄美市役所名瀬総合支所3階 デジタル戦略課デジタル戦略係